

令和 6 年度前橋市教育支援教室等利用者支援事業補助金交付要項

令和 6 年 6 月 1 9 日  
(令和 6 年 4 月 1 日から適用)

取扱担当課 前橋市教育委員会事務局教育支援課 (総合教育プラザ 1 階) 電話 0 2 7 - 2 1 2 - 4 0 3 9 (直通) 0 2 7 - 2 3 0 - 9 0 9 1 (代表)
--

本補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	不登校支援施設 (以下「施設」という。) を利用している児童生徒の保護者の負担軽減を図ることを目的とします。
内容	補助対象者 次の条件 1 及び条件 2 を満たす者を対象とします。 <b>【条件 1】</b> いずれかに該当する児童生徒の保護者 1 市内に住所を有している。 2 市外に住所を有し、前橋市立小・中学校への区域外就学を認められている。 <b>【条件 2】</b> 全てを満たす児童生徒の保護者 1 要保護又は準要保護の認定を受けている。 2 児童生徒が次の施設に通所している。(別表) (1) 前橋市が運営する教育支援教室 (2) 「群馬県フリースクール等支援事業補助金」の補助対象施設 3 暴力団排除に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。 (1) 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 7 7 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) でないこと。 (2) 暴力団員 (同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) でないこと。 (3) 自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。 (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者でないこと。 (5) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者でないこと。 (6) 暴力団員と密接な交友関係を有する者でないこと。
	補助対象となる経費 補助対象経費は、児童生徒の施設への通所に係る交通費相当分とします。

交付金額	<p>交付金額は、自宅から施設までの直線距離に応じて、1 kmごとに日額50円とし、月額10,000円を上限とします。</p> <p>※1 kmに満たない距離は、1 kmに切り上げる。</p>								
交付条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助対象者は、補助事業の遂行に関する報告及び調査に応じることを求められた場合は、これに応じなければなりません。</li> <li>2 補助対象者は、前橋市補助金等交付規則（平成10年前橋市規則第34号）、この要項及び補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書に記載の交付条件を遵守しなければなりません。</li> </ol>								
交付申請の方法、時期等	<p>補助対象者は、在籍校又は施設から交付申請書兼誓約書兼実績報告書（様式第1号）を受け取り、必要事項を記入し、施設が作成した通所記録を添えて、下表の申請期限までに、教育委員会事務局教育支援課又は在籍校に提出してください。</p> <table border="1" data-bbox="440 779 1391 1032"> <thead> <tr> <th data-bbox="440 779 1011 842">施設利用期間</th> <th data-bbox="1011 779 1391 842">申請期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="440 842 1011 904">令和6年4月1日～ 7月31日</td> <td data-bbox="1011 842 1391 904">令和6年8月20日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="440 904 1011 967">令和6年8月1日～12月31日</td> <td data-bbox="1011 904 1391 967">令和7年1月20日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="440 967 1011 1032">令和7年1月1日～ 3月31日</td> <td data-bbox="1011 967 1391 1032">令和7年4月21日</td> </tr> </tbody> </table> <p>※施設利用期間に長期休業日は含まない。</p>	施設利用期間	申請期限	令和6年4月1日～ 7月31日	令和6年8月20日	令和6年8月1日～12月31日	令和7年1月20日	令和7年1月1日～ 3月31日	令和7年4月21日
施設利用期間	申請期限								
令和6年4月1日～ 7月31日	令和6年8月20日								
令和6年8月1日～12月31日	令和7年1月20日								
令和7年1月1日～ 3月31日	令和7年4月21日								
交付決定の時期等	<p>申請書類等の審査及び調査を行い、申請期限から30日以内に、交付の可否、金額、条件等を決定し、通知します。</p>								
請求の方法、支払時期等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 交付決定通知書兼補助金額確定通知書において補助金額が確定した後、補助金交付請求書（様式第4号）により請求してください。</li> <li>2 上記請求書の内容を確認し、受理した日から30日以内に支払います。</li> </ol>								
補助対象者の状況が変更となった場合の手続	<p>補助対象の児童生徒又は保護者が次のいずれかに該当するとき、交付申請書兼誓約書兼実績報告書の変更事項記載欄に明記すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 住所を異動したとき。</li> <li>2 在籍校が変わったとき。</li> <li>3 要保護及び準要保護の認定が取り消されたとき。</li> </ol>								

	<p>交付決定の取消し又は補助金の返還</p>	<p>1 次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。</p> <p>(1) 偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。</p> <p>(2) この要項、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。</p> <p>2 次の場合は、指定された期限までに、補助金を返還しなければなりません。</p> <p>(1) 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合、その取消しに係る部分の金額</p> <p>(2) 交付を受けた補助金額が、交付の対象となる経費の実績額に基づき積算し、確定した金額を超える場合、その超える部分の金額</p>
<p>様式</p>	<p>申請書等の様式</p>	<p>1 交付申請書兼誓約書兼実績報告書（様式第1号）</p> <p>2 交付決定通知書兼補助金額確定通知書（様式第2号）</p> <p>3 不交付決定通知書（様式第3号）</p> <p>4 補助金交付請求書（様式第4号）</p>

別表

前橋市内教育支援教室一覧

施設名	所在地
にじの家	岩神町三丁目1-1（総合教育プラザ）
かがやき	粕川町西田面216-1（粕川支所）
あすなる	富士見町田島866-1（富士見公民館）
かけはし	市内2か所

群馬県フリースクール等支援事業補助金対象施設一覧

施設名	所在地
フリースクールこらんだむ	前橋市表町二丁目3-6
フリースクールぱれっと	前橋市泉沢町705-2
NPO 法人ぐんま里山学校	高崎市上室田町2591
Small School MIRAI	高崎市棟高町610-3
心スマイルの家	高崎市箕郷町生原625
フリースクールこうえる	高崎市鼻高町50-14
NEXTAGE SCHOOL	桐生市錦町一丁目8-3
学園ていーだ	伊勢崎市国定町一丁目144-5

（群馬県フリースクール等支援事業補助金対象施設は今後増える可能性あり）